

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第17号）の一部を次のように改正する。

第39条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神
上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。